（登録の申請）

第六十条の三　［略］

２　前項の申請書には、登記事項証明書若しくはこれに準ずるもの又はこれらの写しを添付しなければならない。

（準用）

第六十条の十　第四十二条の二、第四十三条、第四十八条及び第五十四条の二の規定は、特定登録調査機関に準用する。この場合において、第四十二条の二中「前条」とあるのは「第六十条の三及び第六十条の四」と、第四十三条中「情報処理業務」とあるのは「先行技術調査業務」と、第五十四条の二中「第四十二条から第四十七条まで（第四十四条第一項及び第四十六条を除く。）」とあるのは「第六十条の三、第六十条の五第二項及び第三項、第六十条の六、第六十条の九並びに第六十条の十において準用する第四十二条の二並びに第四十三条」と読み替えるものとする。

別表第一の二

一	先願参照出願
二	特許権の存続期間の延長登録の出願の取下げ
三	国際出願その他国際出願等に係る手続（第十条第五号、第五号の二、第四十三号（国際出願等に係る手続に際しての申出に限る。）及び第四十八号に掲げる特定手続並びに国際出願法施行規則第二十一条第一項の規定による優先権書類の提出を除く。）
四	審判、再審又は判定の請求（第十条第二十六号に掲げるもの（別表第一の第二欄に掲げる手続及びこれらに係る同表の第三欄に掲げる手続を除く。）を除く。）
五	明細書、特許請求の範囲又は図面の訂正の請求
六	特許異議の申立て又は登録異議の申立て
七	審判又は再審への参加の申請
八	特許異議の申立て又は登録異議の申立てについての審理への参加の申請
九	審判、再審及び判定に係る手続についてする期間の延長又は期日の変更の請求（第十条第三十八号、第三十九号及び第四十一号に掲げるもの（別表第一の第二欄に掲げる手続及びこれらに係る同表の第三欄に掲げる手続を除く。）を除く。）
十	特許異議の申立て及び登録異議の申立てに係る手続についてする期間の延長又は期日の変更の請求

（登録の申請）

第六十条の三　［略］

２　前項の申請書には、登記事項証明書又はこれに準ずるものを添付しなければならない。

（準用）

第六十条の十　第四十二条の二、第四十三条及び第四十八条の規定は、特定登録調査機関に準用する。この場合において、第四十二条の二中「前条」とあるのは「第六十条の三及び第六十条の四」と、第四十三条中「情報処理業務」とあるのは「先行技術調査業務」と読み替えるものとする。

［新設］